

一般競争入札による市有財産（土地）売却の案内書

《入札案内書》

日 高 市

は じ め に

- 一般競争入札により、市有財産（土地）を売却します。
- 一般競争入札による売却とは、市が設定する最低売却価格以上で、最も高い価格を入札された方に購入していただく方法です。
- 入札に参加するためには、事前の申込みが必要となりますので、参加を希望される方は、この案内書を読んで、手続きの流れや売却条件等をよく確認したうえで申し込んでください。
- ※ 入札価格が最低売却価格以上でないと落札できません。
- 物件は現状での引き渡しとなります。申込みにあたっては、必ず各自で現地確認等を行ってください。
- 売却に係る情報は、情報公開の対象となりますので、後日情報公開請求に基づき公開した場合は、公開したことを申込者に通知します。

対象物件

土地（市街化区域内 第一種住居地域（建ぺい率60% 容積率200%）及び第一種低層住居専用地域（建ぺい率50% 容積率100%）、地区計画あり（武蔵高萩駅北地区地区計画〈C地区〉））

日高市武蔵高萩二丁目23番3 雑種地 250.38㎡

電柱及び支柱 なし

上水道加入権 なし

公共下水道 下水道受益者負担金については納付済みで、公共汚水柵1箇所設置済です。
その他、公共下水道に関することは、市下水道課と要調整。

その他 擁壁あり

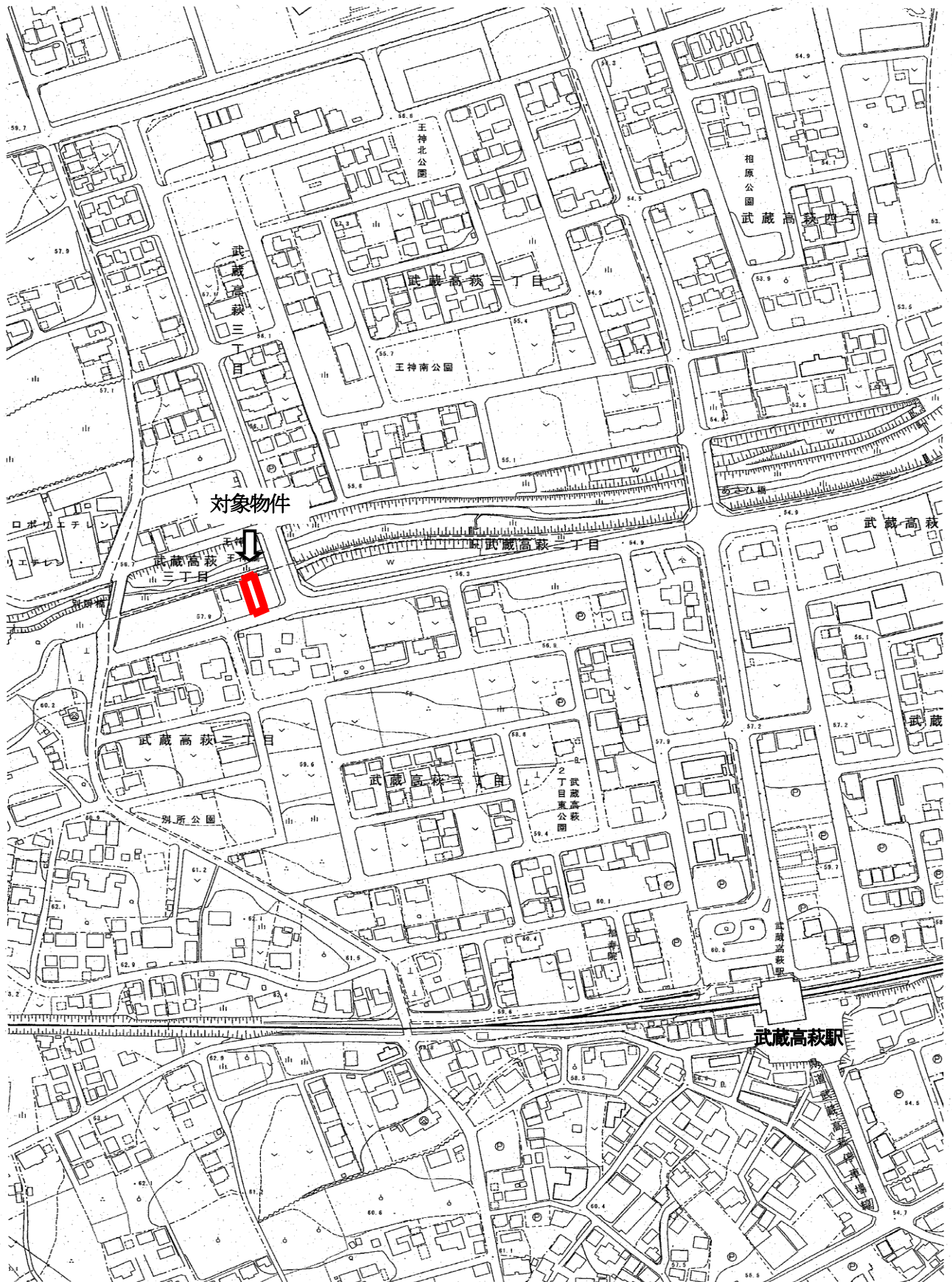
埼玉県建築基準法施行条例第6条（がけ）については要確認

現地説明会

説明会は実施しませんので、必ず各自で現地を確認してください。

物件は、現状のままで引き渡します。地盤調査は行っていません。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修・撤去などはいりません。

案内図



一般競争入札による市有財産(土地)の売却の流れ

※ 入札公告

令和8年9月30日(水)



1 入札参加の申込み

令和8年10月19日(月)～令和8年10月30日(金)

2 入札保証金の納付

入札保証金(10万円)を納付書により納付してください。



3 入札・落札者の決定

令和8年11月9日(月) 日高市役所5階502会議室



4 契約の締結

売買契約の締結は、落札後1か月以内に行ってください。期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

※ 契約締結時には、契約保証金(契約額の10%以上)の納付等が必要です。

※ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当させていただきます。

※ 収入印紙代は、落札者の負担となります。



5 売買代金の支払い

令和9年1月15日(金)までに売買代金から契約保証金を除いた金額をお支払いください。

※ 契約保証金は売買代金の一部に充当します。



6 引き渡し・所有権移転登記

※ 引き渡しは、現状のまま行います。

※ 所有権移転登記の手続きは、日高市が行います。

※ 登録免許税は、落札者の負担となります。

1 入札参加の申込み

○ この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

※ 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の買受人）となります。

申込資格

日高市契約規則第3条及び日高市契約事務要綱第4条に準ずるものとします。

申込方法

入札に参加しようとする方は、あらかじめ日高市一般競争入札参加申込み書兼受付書(様式-1)に必要な書類を添付し、申込してください。

代理人による申請の場合は、上記の書類と委任状及び委任を受ける方の身分が証明できるものをお持ちください。

入札参加申込書に記入した氏名・法人名が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。共有名義にしたい場合は連名でお申し込みください。その際、共有者全員の住民票、身分証明書及び成年被後見人、被保佐人とする登記がされていないことの証明書が必要です。

※電話、郵便等での申し込みはできません。

① 申込受付期間 令和8年10月19日（月）から令和8年10月30日（金）まで

午前9時から午後3時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 申込受付場所 総合政策部 管財課（市役所1階）

③ 申込に必要なもの

（③-1）【個人】

（1）日高市一般競争入札参加申込み書兼受付書(様式-1)

（2）誓約書(様式-2)

（3）住民票（本籍・住民票コード・個人番号の記載のないもの） 1通

（4）身分証明書（本籍地の市区町村が発行するもの） 1通

（5）成年被後見人、被保佐人とする登記がされていないことの証明書 ※ 1通

（6）入札参加保証金10万円

※取得場所：①東京法務局及び②地方法務局（埼玉県は、さいたま地方法務局のみ）

①東京法務局（窓口申請及び郵送による申請）

〒102-8225

東京都千代田区九段南1丁目1-15 九段第2合同庁舎

電話 03-5213-1234

②さいたま地方法務局（窓口申請のみ）

〒338-8513

さいたま市中央区下落合5丁目12-1

電話 048-851-1000

(③-2) 【法人】

- (1) 日高市一般競争入札参加申込み書兼受付書(様式-1)
- (2) 誓約書(様式-2)
- (3) 登記事項証明書 1通
- (4) 入札参加保証金10万円

【補足(個人、法人共通)】

※ 証明書等は、3か月以内に交付されたものに限りです。

※ 入札保証金は入札参加申込時に現金でお持ちください。申込時に入札参加保証金納入通知書をお渡ししますので、市役所1階の金融機関または会計課で納めてください。

入札保証金とは、誠実な入札者にのみ参加していただくために納めていただくものです。

※ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当させていただきます。また、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に指定の口座にお返しします。(入札受付時に様式-3の入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書により、住所・氏名・振込先金融機関名・口座番号・口座名義人・入札保証金納付額を忘れずに記入し提出してください。) なお、入金には入札終了から概ね20日前後の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

(保証金に利息はつきません。)

2 入札

入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月9日(月) 午後2時00分
- (2) 場所 日高市大字南平沢1020番地 日高市役所 5階 502会議室
- (3) 方法 入札書(様式-4)により直接入札を行います。電子、郵送等による入札は認めません。

※ 受付時間に遅れた場合は、辞退したものとみなします。入札に参加できませんので、ご注意ください。

※ 開札は、入札終了後、直ちに行います。

※ 提出された書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

入札日に持参していただくもの

- (1) 日高市一般競争入札参加申込み書兼受付書(様式-1)
 - ・ 申込み時に交付されたもの(受付印・受付番号が押印されたもの)を持参してください。
- (2) 納入通知書兼領収書
 - ・ 入札参加申し込み時に市が発行する納付書で市指定金融機関に所定の額を納めた際に納入者保管用として渡される「納入通知書兼領収書」を持参してください。(受付時に納付が確認できないと、入札に参加することができません。)
- (3) 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書(様式-3)
- (4) 入札書(様式-4)
- (5) 身分証明書
 - ・ 参加者が申込者又は代理人本人であることが証明できるもの(運転免許証、顔写真付のマイナンバーカードなど)を用意してください。
- (6) 委任状(代理人が参加される場合のみ必要)(様式-5)
 - ・ 代理人や法人の代表権のない方が入札に参加される場合は、委任状が必要となります。

落札者の決定方法

開札の結果、市の最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札をした方を落札者と決定します。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。当該入札者がくじを引かないときは、当該入札に係る権利を放棄したものとします。

最低売却価格 **18,400,000円**

3 契約の締結等

(1) 売買契約

売買契約の締結は、落札後1か月以内に行っていただきます。

期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

※ 契約を締結する際、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金としてお支払いいただきます。

なお、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することとなっていますので、契約保証金は、その差額分をお支払いいただくことになります。

(2) 売買契約書

売買契約書は、13-14ページのとおりです。

売買契約書（日高市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。

4. 売買代金の支払い

売買契約締結後、令和9年1月15日（金）までに、売買代金を市が発行する納付書により納付してください。

なお、落札者は、契約締結時に納付された契約保証金を売買代金に充当できることとします。この場合は、契約保証金と売買代金との差額を市が発行する納入通知書によりお支払いください。

売買代金の分割納付はできません。期限までに残金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は市に帰属することとなります。

5. その他

引き渡し・所有権移転登記

物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、引き渡しがあったものとします。

所有権の移転登記は、物件の所有権が移転した後に市が行い、登記完了後に市から落札者に登記完了証の写しと登記識別情報通知を引き渡します。

また、所有権移転登記にあたりましては、住民票の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書

）などの書類をご用意いただくこととなります。あらかじめご承知おきください。

（証明書類は、1か月以内に発行されたものとします。）

登録免許税等の登記に要する費用は落札者の負担となりますので、所有権を移転登記するときまでに必要な額面の収入印紙を用意してください。

落札者は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他注意事項

物件は、現状での引渡しとなります。地盤調査は行っていないので、必要な場合は落札者が行ってください。必ず事前に現地及び周囲の構造物等の状況を確認し承知したうえでお申込みください。なお、物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。

建物を建築するにあたっては、建築基準法、県及び市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談のうえ、了解しておいてください。

売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

土地を引き渡した後、使用用途に応じて必要な地目変更登記を行ってください。地目変更登記に要する費用は、落札者の負担とします。

市は、落札者に対し、引き渡された土地が隠れた瑕疵等品質に関して契約の内容に適合していないものであったとしても契約不適合責任を免責とします。

落札者は、売買契約を締結した後、物件が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、契約の解除又は損害賠償請求をすることはできません。

活用するに当たっては、法令等を遵守するとともに、脱法行為、また、脱法行為等と誤解を招く恐れのある行為は厳に謹んでください。

その他この入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、日高市契約規則、同契約事務要綱、その他関連法令等の定めるところによります。

問い合わせ先 総合政策部管財課 財産管理担当

電話 042-989-2111(代表)

また、様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

日高市一般競争入札参加申込み書兼受付書

令和 年 月 日

(あて先) 日高市長

令和8年9月30日付けで告示のあった一般競争入札による市有財産(土地)の売却について、入札案内書の内容を承諾のうえ、以下のとおり申込みます。

1 申込者

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電 話 _____

※注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

2 申込物件

土地(市街化区域内 第一種住居地域(建ぺい率60% 容積率200%)及び第一種低層住居専用地域(建ぺい率50% 容積率100%)、地区計画あり(武蔵高萩駅北地区地区計画〈C地区〉))

日高市武蔵高萩二丁目23番3 (雑種地 250.38㎡)

管財課受付欄
受付番号

誓 約 書

令和8年9月30日付けで告示のあった土地の売却に係る一般競争入札により
落札した場合は、遅滞なく売買契約を締結するとともに、売買契約書の条項及び日
高市契約規則並びに日高市契約事務要綱を遵守し、当該入札により取得した土地を
適正に管理し、建築物等の工事をする際には、有害物質の飛散等を防止し、事故等
の防止に万全を尽くすとともに、日高市及び地域住民等に一切迷惑をかけないこと
を誓約いたします。

万一事故等が発生した場合も自己の責任において処理することを併せて誓約いた
します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名
電 話

(あて先) 日高市長

入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

令和8年9月30日告示の公売物件の入札保証金について、落札しなかった場合の還付先は下記口座に振り込み願います。

〒

住 所 _____

氏 名 _____

金融機関名: _____ 銀行 信用金庫 農業協同組合 _____ 支店
その他()

口座番号 普通・当座 _____ 口座名義人 _____

金 額 金 100,000 円(入札保証金納付額)

入札書

1 対象物件

土地

日高市武蔵高萩二丁目23番3 雑種地 250.38㎡

2 金額 _____ 円

日高市契約規則に従い、物件の場所等を熟知したので、入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

上記代理人

氏名

(あて先) 日高市長

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 金額は、算用数字で記入し、金〇〇円とする。

委 任 状

私は、_____ を代理人と定め、令和8年9月30日付け告示の
あった下記対象物件に関する入札の一切の権限を委任します。

記

対象物件

土 地

日高市武蔵高萩二丁目23番3 雑種地 250.38㎡

令和 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

(あて先) 日高市長

(注意事項)

- 1 委任状の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 3 委任者の印は、認印でも差し支えない。

土地売買契約書

日高市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、その所有する別表第1に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 この土地の売買代金は、金_____円とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、前条の売買代金を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日（以下「納入期限」という。）までに甲の指定金融機関に納付しなければならない。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条の納入期限までに売買代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（所有権の移転等）

第5条 この土地の所有権は、乙が売買代金（違約金を含む。）を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、この土地の所有権が乙に移転した後30日以内にこの土地を乙に引き渡すものとする。

（所有権の移転登記等）

第6条 この土地の所有権の移転登記は、前条第2項の規定による引き渡しが完了した後、乙の請求により甲が所轄法務局に嘱託して行うものとする。この場合において、登記に要する経費は、乙の負担とする。

2 この土地の地目変更の登記は、乙がするものとする。

（契約不適合責任）

第7条 甲は乙に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は甲に対し、本件目的物が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。

（境界の疑義等）

第8条 乙は、この土地の引き渡しを受けた後、この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について第三者から異議の申し立てなどがあつたときは、乙の責任において処理するものとする。

（危険負担）

第9条 この土地がその所有権の移転の時から引渡しの時までに、甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損害は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲の指定する日までにこの土地に係る一切の物件を撤去の上、これを甲に返還しなければならない。

（契約の費用）

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項等）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	埼玉県日高市大字南平沢1020番地	印
	氏 名	日高市長 谷ヶ崎 照 雄	

乙	住 所		印
	氏 名		

別 表 第 1

土 地 明 細 書

市町村	所 在	地 番	地 目		公 簿 地 積 (㎡)	売 買 地 積 (㎡)	金 額 (円)	所有者氏名	備 考
			公 簿	現 況					
日 高 市	武蔵高萩二丁目	23番 3	雑種地	雑種地	250	250.38		日 高 市	
合 計					250	250.38			

現況写真

令和8年7月24日撮影

武蔵高萩二丁目 23 番 3 (250.38 m²)



①西方より遠景撮影

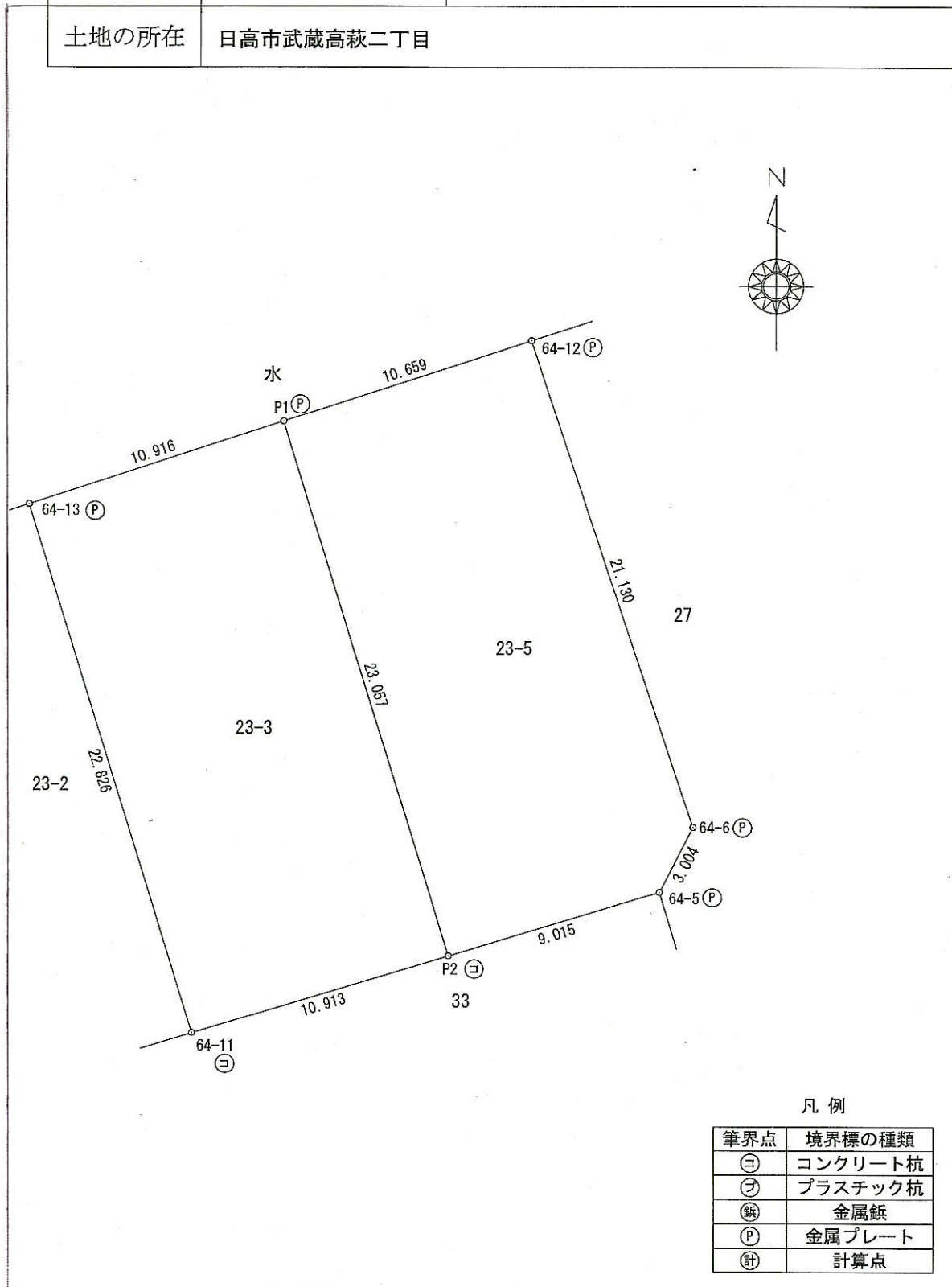


②南方より近景撮影



③東方より遠景撮影

地 番	23-3、23-5
土地の所在	日高市武蔵高萩二丁目



縮尺	1 / 250
----	---------